

所沢市告示 第262号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第21条第2項の規定に基づき、撤去、保管した自転車について、別添保管台帳のとおり告示する。

なお、利用者等が引き取らない保管自転車については、同条第3項の規定に基づき、令和6年6月18日をもって処分する。

記

- | | |
|----------------|--|
| 1. 保管自転車台数 | 10台 |
| 2. 返 還 場 所 | 喜多町自転車駐車場内保管場所
(所沢市喜多町2番12号)
北野自転車保管場所
(所沢市北野新町一丁目9番地の13) |
| 3. 問 い 合 わ せ 先 | 所沢市市民部防犯交通安全課
電話 04-2998-9140 |

令和6年5月2日

所 沢 市 長 小野塚 勝 俊

所沢市告示 第263号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6年5月2日

所沢市長 小野塚 勝 偉

記

- 1 撤去した日 令和 6年5月1日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 8台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)

5 返 還 場 所

返還(保管)場所	撤去した場所
喜多町自転車駐車場内保管場所 (喜多町2番12号) 電話04-2924-9419)	所沢駅・新所沢駅・航空公園駅・東所沢駅・秋津駅周辺の自転車放置禁止区域内
北野自転車保管場所 (北野新町一丁目9番地の13) 電話04-2949-8652	西所沢駅・下山口駅・小手指駅・狭山ヶ丘駅周辺の自転車放置禁止区域内、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場

6 問い合わせ先

- (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
- (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140

所沢市監査委員告示第 4 号

平成27年2月19日付けの定期・行政監査結果報告に基づき措置を講じた内容について、所沢市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年5月2日

所沢市監査委員 石 其 政 則

同 三 上 昌 美

同 中 毅 志

同 谷 口 雅 典